

平成27年度 第1回 高松市景観審議会 資料



高松市景観計画の変更に向けて  
～景観形成重点地区の追加指定～

目 次	
第1章 景観計画変更	P 1
1. 景観形成重点地区における景観形成方針	P 1
2. 景観形成重点地区の届出対象行為	P 2
3. 景観形成重点地区における景観形成基準	P 2
第2章 今後のスケジュール（案）	P 7

平成27年 7月13日(月)  
高 松 市

## 1. 景観形成重点地区における景観形成方針

### 屋島景観形成重点地区

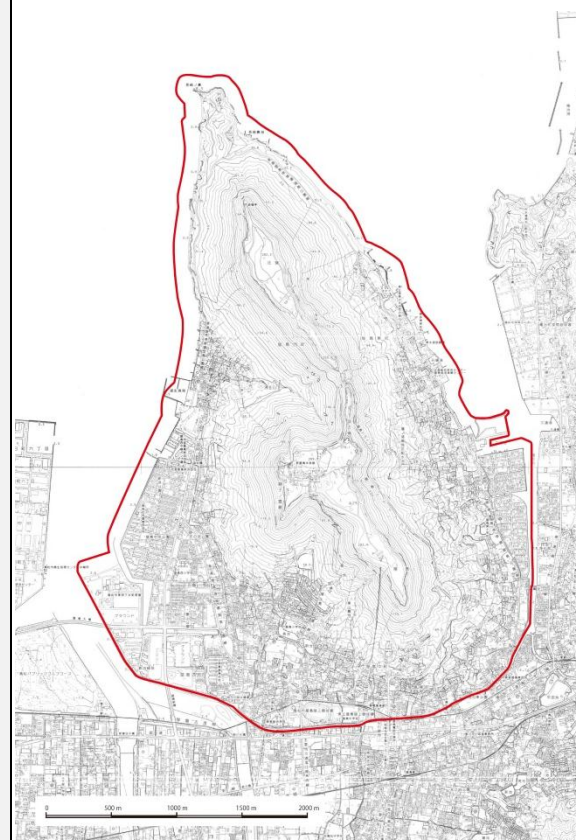
#### 【景観特性】

屋島を望む景観は、緑豊かな山上及び傾斜地と、山麓平地部に広がる市街地から成る景観で構成されており、瀬戸内海に突き出した山上部の平坦な屋根のような形をした緑の台地状地形は、特異な景観として、高松市のシンボル、ランドマーク的な景観として親しまれています。また、屋島山上からは市街地や瀬戸内海の多島美の風景を楽しむことができる場所（眺望点）が多数存在しています。

山上及び傾斜地、山麓平地部の東側市街地は、自然公園法の管理基準等により、良好な景観が保たれています。

一方、西側市街地は、文化財保護法により建築物や工作物等の高さに対する基準はあるものの、色彩・形態に対しては緩やかな基準となっているため、家並みを構成する屋根の形状や色彩など、ちぐはぐな印象を受けるケースも見受けられます。

建築物や工作物等の形態・意匠、色彩等について、統一した方針・基準を設定することで、屋島山上からの良好な眺望景観及び山麓平地部の良好な景観の保全が求められています。



#### 【景観形成の方針】

#### 「源平合戦の古戦場として名高い屋島の歴史的資源を

#### 活用した景観づくりを進めます」

○屋島寺や源平合戦場跡などの歴史的な資源が残されているとともに、自然公園としての豊かな自然環境を有し、市街地からも緑豊かな景観を望むことができることから、文化財保護法や自然公園法に基づく管理基準等と連携しながら、屋島に対する眺望景観の保全を図ります。

○屋島周辺の建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、落ち着いた屋島山上からの眺望景観の創出を図ります。

### 讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

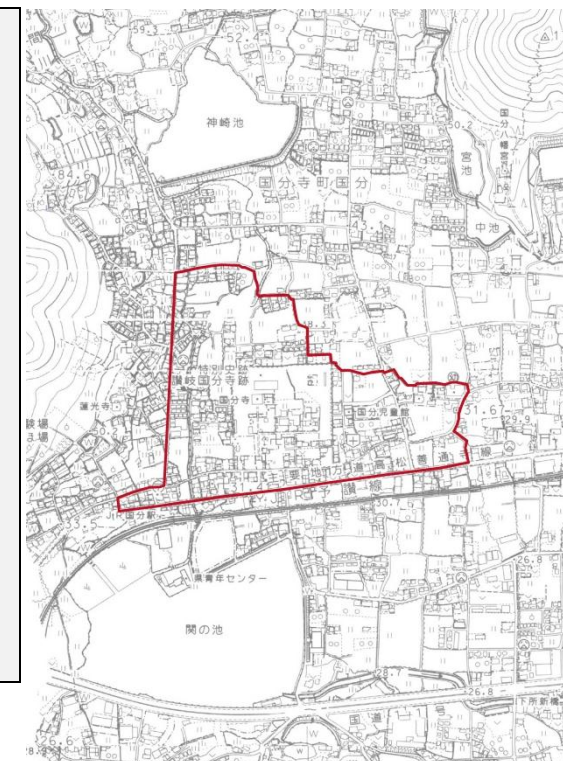
#### 【景観特性】

特別史跡として四国で唯一指定されている讃岐国分寺跡を中心に、その背景となる山並みや農地が維持された田園風景を形成しています。

また、田園の中の家屋については、水田、山並みと調和した景観となっています。

一方、讃岐国分寺跡東側の住居系の用途地域内には、一定規模以上の建築物が多く見られることから、今後、景観に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

歴史的価値の高い特別史跡地であることを再認識し、歴史・文化の息づく景観として保全・継承を図るとともに、建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、周辺の田園居住景観と調和した景観の創出を図ることが必要です。



#### 【景観形成の方針】

#### 「特別史跡讃岐国分寺跡の歴史的資源や周囲の自然を活用し、

#### 歴史・文化が息づく景観づくりを進めます」

○特別史跡として四国で唯一指定されている讃岐国分寺跡の高い歴史的価値を再認識し、その周辺の町並みについて、歴史・文化の息づく地区として、景観の保全・継承を図ります。

○讃岐国分寺跡周辺の地区について、建築物や工作物の形態・意匠、色彩等に配慮を求め、周辺の田園居住景観と調和した景観の創出を図ります。

## 2. 景観形成重点地区の届出対象行為

景観形成重点地区区分		栗林公園 周 辺	都市軸沿道 (11・193号等)	屋 島	讃岐国分寺 跡 周 辺	仏 生 山 歴史街道
建 築 物	新築、増築、改築 若しくは移転、外 観を変更すること となる修繕若しく は模様替え又は色 彩の変更	高さが10mを超え、又は延べ面積が500㎡を超えるもの			規模に関 わらず全 てのもの	
工 作 物	新設、増築、改築 若しくは移転、外 観を変更すること となる修繕若しく は模様替え又は色 彩の変更	高さが10mを超えるもの（建築物の屋上等に設置される場合は、地盤面から10mを超え、かつ、設置面から5mを超えるもの）			規模に関 わらず全 てのもの	
開 発 行 為	都市計画法第4条 第12項に規定す る行為	区域面積が3,000㎡を超えるもの			規模に関 わらず全 てのもの	

※対象となる工作物は次に挙げるもの。【一般区域と同一基準】

- (1) 煙突
- (2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、鉄塔その他これらに類するもの
- (3) 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- (4) 擁壁
- (5) 高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- (6) 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものを貯蔵する施設
- (7) 門、塀、さく、垣その他これらに類するもの
- (8) 高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するもの
- (9) 立体駐車場
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定し、告示するもの

### ■届出等の対象除外となる行為

- 一戸建ての専用住宅として建築される行為（仏生山歴史街道景観形成重点地区は除く。）
- 仮設の建築物の建築等又は仮設の工作物の建設等として行う行為
- 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第8条で定めるもの）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 国立公園の特別地域及び普通地域内において、自然公園法に基づく許可等を受けて行う行為
- 景観法第16条第7項第11号の政令で定める行為（景観法施行令第10条で定めるもの）

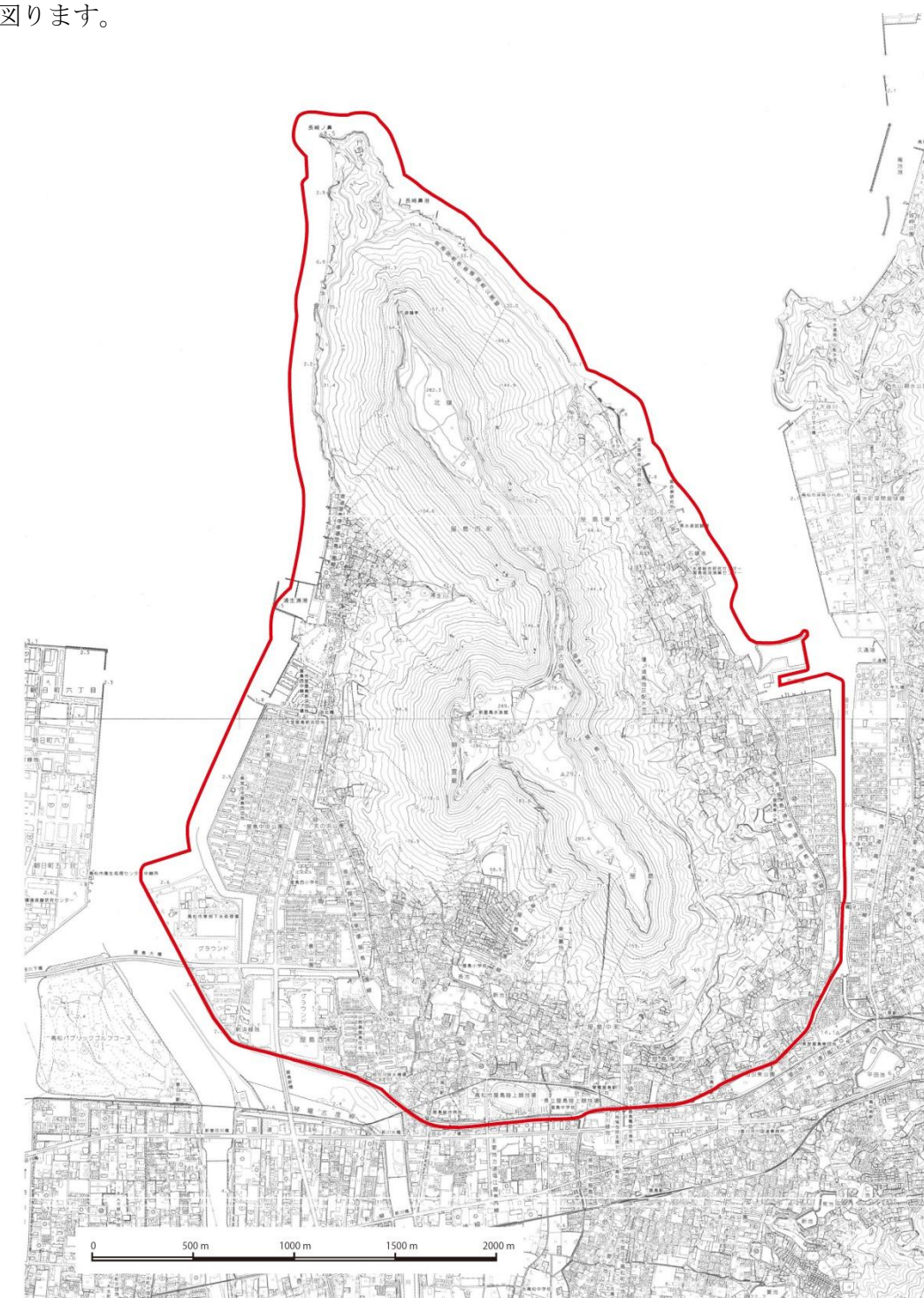
## 3. 景観形成重点地区における景観形成基準

### 屋島景観形成重点地区

#### 【景観形成の考え方】

屋島寺や源平合戦場跡などの歴史的な資源が残されているとともに、自然公園としての豊かな自然環境を有しています。また、市街地からも緑豊かな景観を望むことができることから、自然と居住環境が調和した景観形成を図るとともに、瀬戸内海や讃岐平野を望むことができる貴重な眺望の場として整備・活用を図ります。

#### 【対象地区】



項目		景観形成基準								
建築物	配置・規模	<p>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。</p> <p>□屋島とともに山麓平地部が眺望の対象であるとの認識に立ち、稜線の確保など眺望に支障を与えない配置、規模に努める。</p> <p>□瀬戸内海からの眺望を阻害しない配置、規模とする。</p> <p>□道路等の公共空間から、海への見通しを長大な壁面等により大きく遮断しない配置、規模とする。</p>								
	形態・意匠	<p>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</p> <p>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</p> <p>□工業系の用途地域では、建築物の連担による単調さや周辺への圧迫感を軽減させるよう配慮し、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□住居系の用途地域では、周囲との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避ける。</p> <p>□勾配のある屋根とするなど、背景となる屋島や瀬戸内海と調和するよう配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</p> <p>□瀬戸内海からの眺望に配慮し、建築物全体としての統一感のあるすっきりとした形態、意匠とする。</p> <p>□瀬戸内海への眺めを活かした形態、意匠とする。</p>								
	色彩	<p>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</p> <p>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</p> <p>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、周囲の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</p> <p>□屋島山上から望見が想定される場合は、その眺望に違和感のない色彩とするように努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								

項目		景観形成基準
建築物	素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周囲の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲及び屋島山上から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p> <p>□屋島山上から望見されない配置とするように努める。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周囲の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周囲の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周囲の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>

讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区

項目		景観形成基準
工 作 物	配置・規模	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 屋島山上から望見されない配置、規模とするように努める。 <input type="checkbox"/> 海からの眺望を阻害しない配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 道路や公園等の公共空間からの海への眺望を阻害しない配置、規模とする。
	形態・意匠	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。 <input type="checkbox"/> 屋島山上からやむを得ず望みされる場合は、見え方に配慮し、全体として統一感のある形態、意匠とする。
	色彩	<input type="checkbox"/> 背景となる屋島や瀬戸内海において、眺望に違和感を与えない色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとする。
	素材・材料	<input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。 <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。
屋外 広告物	<input type="checkbox"/> 地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。 <input type="checkbox"/> 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。 <input type="checkbox"/> LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。	
開 発 行 為	<input type="checkbox"/> 開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 既存の樹林地はできる限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となるように配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周辺の自然となじむよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 海からの眺めにおいて、樹林地内に長大な法面や擁壁が目立たないよう緑化による修景を行う。	

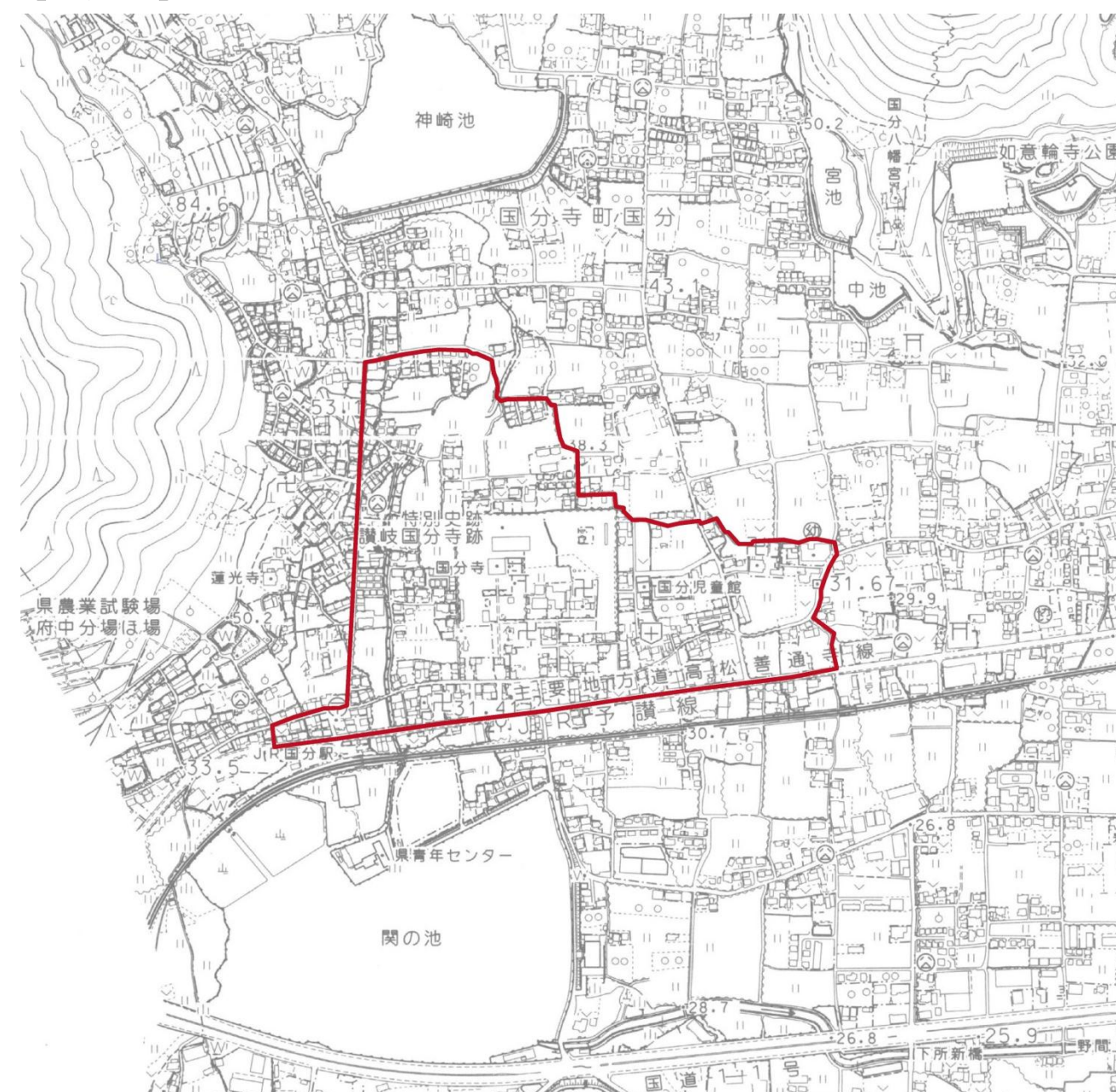
【景観形成の考え方】

特別史跡讃岐国分寺跡は、全国で61箇所、四国では唯一特別史跡に指定されている、歴史的価値の高い史跡となっています。

また、讃岐国分寺跡周辺は、その背景となる山並みや農地から成る緑豊かな田園風景を有しています。

一方で、JR国分駅が近くにあるため利便性がよく、閑静な居住地としての顔も持ち合わせていることから、讃岐国分寺跡の歴史的資源や周辺の田園居住景観と調和した景観の保全・形成に取り組むこととします。

【対象地区】



項目		景観形成基準								
建築物	配置・規模	<p>□周辺建築物との壁面の位置、敷地前面の道路状況等に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。</p> <p>□歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。</p> <p>□大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。</p> <p>□背景となる山や樹林地との調和に配慮した配置、規模とする。</p> <p>□広がりのある田園景観との調和に配慮したゆとりある配置とする。</p> <p>□讃岐国分寺跡から山や樹林地への眺望を阻害しない配置、規模に努める。</p>								
	形態・意匠	<p>□讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□周辺と調和した外観となるよう配慮し、建築物全体として統一感のある形態、意匠とする。</p> <p>□ため池や河川周辺では、オープンスペースである水辺からの眺望を阻害しない形態、意匠とする。</p> <p>□勾配のある屋根とするなど、背景の山や樹林地との調和に配慮した形態、意匠とする。</p> <p>□広がりのある田園景観との調和に配慮し、奇抜な形態、意匠は避け、落ち着いた外観とする。</p>								
	色彩	<p>□外観（外壁及び屋根）の基調色には、けばけばしい色の使用は避け、できる限り落ち着いたものとする。</p> <p>□屋根の色彩は外壁の色彩との調和に配慮したものとする。</p> <p>□外壁で複数の色彩を組み合わせる場合は、全体として調和のとれたものとし、周囲に違和感を与えないものとする。</p> <p>□アクセント色を使用する場合は、周辺の景観に配慮し、できる限り低層部での使用に努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）の色彩は、周囲の田園景観や樹林地の緑との調和に配慮し、落ち着いたものを選択するとともに、できる限り、自然色に近い色相の使用に努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）の基調色は、次の色彩基準（マンセル表色系）に適合したものとする。（ただし、自然素材に彩色を施さず使用する場合は、この限りではない。）</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Y、YR、R</td> <td>4以下</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>2以下</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	Y、YR、R	4以下	—	その他	2以下
色相	彩度	明度								
Y、YR、R	4以下	—								
その他	2以下	—								

項目		景観形成基準
建築物	素材・材料	<p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。</p> <p>□外観（外壁及び屋根）に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。</p>
	附帯する設備等	<p>□屋外階段やバルコニー等は、建築物全体と統一感のある位置、形態、意匠とし、周辺から過度に目立つことは避ける。</p> <p>□屋上又は塔屋、外壁等に設置する設備類等は、周囲から容易には見えないよう工夫し、露出する場合には、建築物と調和した形態、意匠とする。</p> <p>□建築物の周囲に設置する設備類等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置へ配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□外観照明は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、派手な色や点滅照明等、周囲に不快感を与えるものの使用は避ける。</p>
	附帯する屋外広告物等	<p>□建築物に設置する屋外広告物は、地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的とするデザインは避ける。</p> <p>□建築物に設置する屋外広告物の掲示個数は必要最小限とし、設置位置も可能な限り集約するとともに、全体として統一感のあるデザインとする。</p> <p>□屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。</p> <p>□建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。</p> <p>□LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。</p>
	外構・緑化等	<p>□駐輪場、荷捌き場、ごみ集積所等は、道路等の公共空間から容易に見えない位置に配置するか、見苦しくないよう植栽等による目隠しの設置に努める。</p> <p>□既存の樹木等はできる限り保全・活用に努める。</p> <p>□道路等の境界部分には、周辺の景観との調和に配慮し、樹木や生け垣等による緑化に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木や花等による四季の演出を行い、魅力ある空間の形成に努める。</p> <p>□周辺の景観との調和に配慮し、樹木の配置や樹種の構成に配慮し、できる限り高木等の設置に努める。</p>

項目		景観形成基準
工 作 物	配置・ 規模	<input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮し、調和のとれた配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 歴史的な建築物等の優れた景観資源に隣接する場合は、その保全に配慮した配置とする。 <input type="checkbox"/> 大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。 <input type="checkbox"/> 讃岐国分寺跡から山や樹林地への眺望を阻害しない配置、規模に努める。
	形態・ 意匠	<input type="checkbox"/> 讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和した形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観に配慮し、周囲から過度に目立たない形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 周囲に違和感や圧迫感を与えないよう、全体としてすっきりとした形態、意匠とする。 <input type="checkbox"/> 建築物に附帯して設置する工作物は、建築物とのバランスに配慮し、全体として一体感のある外観となるよう形態、意匠を工夫する。
	色彩	<input type="checkbox"/> 全体として統一感のある色彩とし、建築物で定める色彩基準に適合したものとす。
	素材・ 材料	<input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び材料は、周辺の景観との調和に配慮し、光沢のあるものや反射光の生じるものをできる限り使用しないように努める。 <input type="checkbox"/> 外観に使用する素材及び材料は、長期間にわたり良好な外観が維持できるよう、耐久性に優れたものの使用に努める。
	屋外広 告物	<input type="checkbox"/> 地域の景観特性を踏まえ、節度あるものとし、目立つことだけを目的としたデザインは避ける。 <input type="checkbox"/> 掲示個数は必要最小限とし、大きさや、夜間景観に配慮するとともに、設置位置も可能な限り集約し、全体として統一感のあるデザインとする。 <input type="checkbox"/> 屋上広告物の設置はできる限り避ける。やむを得ず設置する場合には、建築物の規模とのバランスを踏まえ、過度に目立つことは避ける。 <input type="checkbox"/> 建築物の壁面等に設置する突出広告物は、建築物の高層部への設置はできる限り避ける。 <input type="checkbox"/> LEDやネオン管等の発光型サインの設置はできる限り避け、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観と調和した節度あるものとし、点滅するものや光の色が変化するものなどの使用はできる限り避ける。
開 発 行 為	<input type="checkbox"/> 讃岐国分寺跡の歴史性、文化性、自然と調和したものとする。 <input type="checkbox"/> 開発に伴う法面や擁壁は長大となることは避け、周囲に圧迫感を与えないよう配慮し、やむを得ず長大なものとなる場合には、緑化などの措置により、周囲との調和に努める。 <input type="checkbox"/> 既存の樹林地はできる限り保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 地形を活かし、切土・盛土による地形改変が最小限となることに配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲の自然となじむよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 敷地内は、可能な限り植栽・補植に努める。	

第2章 今後のスケジュール（案）

項目	平成26年度									平成27年度			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	第1四半期 (4~6月)	第2四半期 (7~9月)	第3四半期 (10~12月)	第4四半期 (1~3月)
景観計画													
地区の景観概況の把握	■		●										
景観計画区域の設定			■										
良好な景観の形成に関する方針の検討				■									
景観形成基準の検討						■		●		4月 地元説明会 5月 パブリックコメント			
景観計画書の取りまとめ								■			●		
景観条例											都市計画 審議会 意見聴取	12月議会 条例・ 規則改正	広報・周知
景観審議会			●					●			●		平成28年 4月1日 施行予定
平成26年度 第1回審議会 (9月1日)													
平成26年度 第2回審議会 (2月3日)													
平成27年度 第1回審議会 (7月13日)													
美しいまちづくり審議会											●		
第1回 審議会 8月上旬													